



明治6年創立 高槻で2番目に建てられた学校

学 校 紹 介

学校教育目標

多くを学び、ともに探究し、大きな心、夢をもった子どもの育成

めざす子ども像

- ・自ら考え、つくり出す子
- ・自分もまわりも大切にする子

校 歌

あしたゆうべ 北摂の
朝 夕に
ふか めぐ 深き恵みに
わが学舎の まなびや いたかるる
たか りそう 芥川
高き理想を めざしつ
まな きよう とも
学ばん 日も もろ共に

二

清き 明るき 伝統を
ほこりて 今も 水すめる
わが学舎の まなびや 芥川
あら ひかり もと
新たな光 求めつつ
励まん 明日も 幸あれと



学校の日

校 時 表

1. 校時表

※ 8：00に開門します。

安全確保の観点から、8：00以降の登校をお願いします。

	月・火・木・金曜	時間	水 曜	時間
始 業	8:30		8:30	
モジュール学習 朝の学習	8:35～8:50 (月曜日は朝の学習)	15	8:35～8:40 (朝の学習を実施)	5
休 憩	8:50～8:55	5		
1時間目	8:55～9:40	45	8:40～9:25	45
休 憩	9:40～9:50	10	9:25～9:35	10
2時間目	9:50～10:35	45	9:35～10:20	45
休 憩	10:35～10:55	20	10:20～10:40	20
3時間目	10:55～11:40	45	10:40～11:25	45
休 憩	11:40～11:50	10	11:25～11:35	10
4時間目	11:50～12:35	45	11:35～12:20	45
給 食	12:35～13:20	45	12:20～13:05	45
掃 除	13:20～13:35	15	な し	
昼休み	13:35～13:50	15	13:05～13:20	15
5時間目	13:50～14:35	45	13:20～14:05	45
休 憩	14:35～14:45	10	14:05～14:15	10
6時間目	14:45～15:30	45	14:15～15:00	45

※ 水曜日の6時間目は、
児童委員会(5・6年)・クラブ(4・5・6年)がある時のみ実施。

最終下校時刻

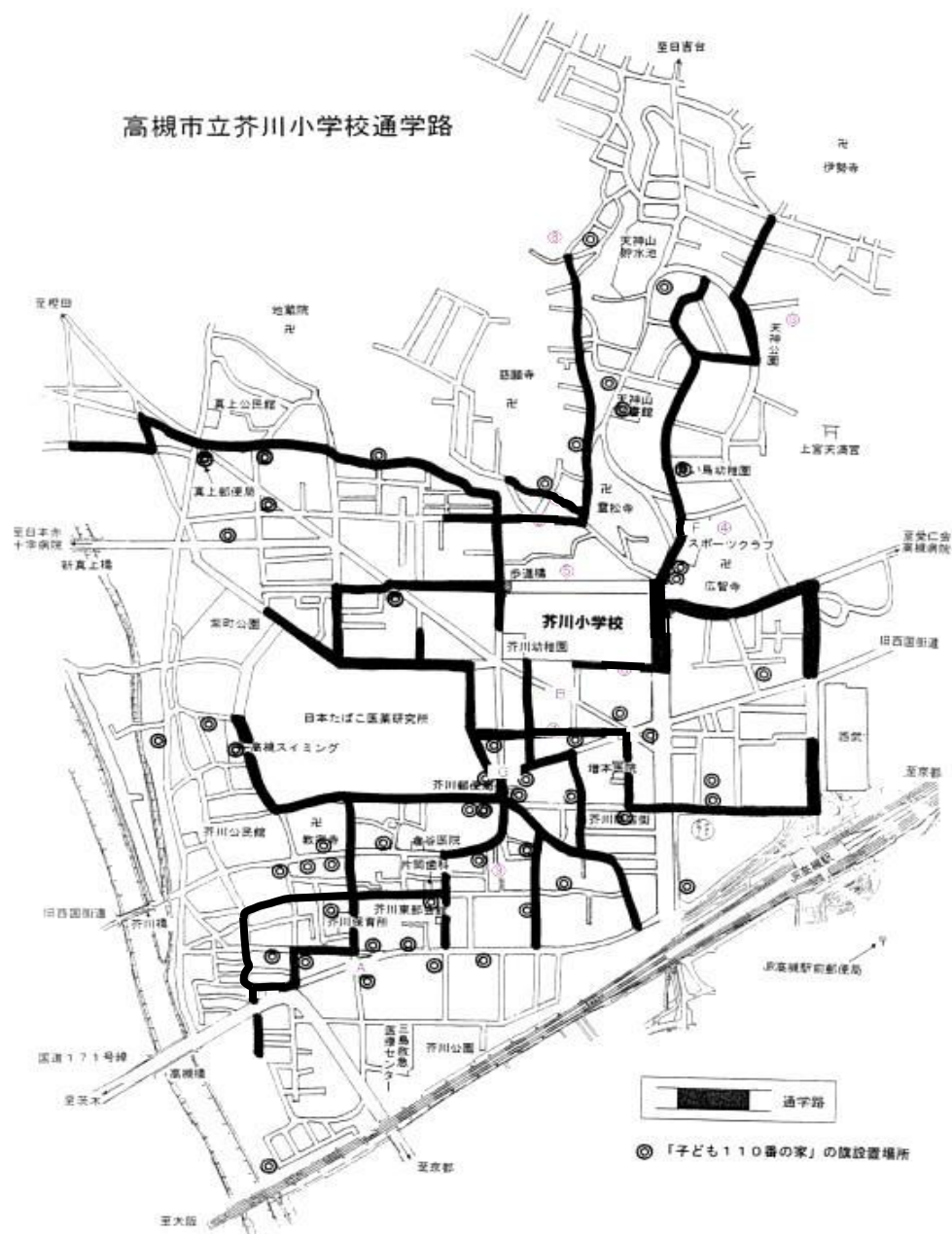
・1月～10月…17:00 11～12月…16:30



決められた道を通して通学しよう

通学路

登下校の時には決められたルート（通学路）がありますので、そこを通るようにしてください。





地区の名前を覚えましょう

地区割り表

ブロック	地区名	町 名 ・ 番 地
第一ブロック	芥川1	芥川町1丁目
	芥川2 真上1-1	芥川町2丁目 真上町1丁目1
	殿町	殿町
	紫町	紫町
第二ブロック	芥川3	芥川町3丁目
	芥川4	芥川町4丁目
	南芥川1 A	南芥川町18～21
	南芥川2 A	南芥川町15、16、17、22、23
	南芥川B	南芥川町1～14（JR高槻駅）
第三ブロック	天神1・2A	天神町1丁目（15を除く）、2丁目1～4・9の一部
	天神2B	天神町1丁目15 天神町2丁目5～8、9の一部（青い鳥幼稚園横4軒）、10～24、28、29、
	月見町A	月見町4～19
	天神2C 月見町B	天神町2丁目4・5・19の一部、25～27、30～35 月見町1～2、3（ライフフィールド）
第四ブロック	真上1 A	真上町1丁目2～12・24～25
	真上1 B	真上町1丁目13～23・26～28
	真上2 A	真上町2丁目 1～5・11
	真上2 B	真上町2丁目 6～10・12～19



安心・安全に生活するために

学校のきまり

芥川小学校では、規則正しい生活をおくるため、また子どもたちが社会性を身につけることができるようにするため、下記のような点について指導をしています。ご家庭でもご理解の上、ご協力をお願いします。

芥川小学校のきまり

【登下校について】

☆午前8時から午前8時30分の間に登校する(午前8時前には来ない)。

☆通学路を守って登下校する。

☆できるだけ二人以上で登下校し、寄り道をしない。

【校内】

☆給食棟の西側通路や駐車場・校舎のうら側へは行かない。

☆体育館南側のコーンより向こうのスペースへは行かない。

☆屋上につながる階段は登らない。

☆ろうか・階段・手すりでは遊ばない。走らない。

☆ろうかは右側を静かに歩く。

☆トイレはマナーを守って気持ちよく使う。

☆みんなの広場、体育館前ではボール遊び、おにごっこをしない

【中庭】

☆ボールで遊ばない。

【なわとび】

☆晴雨にかかわらず、屋根のある場所でない。

【もちもの】

☆家からボールは持ってこない。

☆学校に必要なのないものは持ってこない。(シャープペンシルも持ってこない。)

☆金曜日には、上ぐつ・体操服・エプロンを持って帰る。

☆交換ノートはしない。

☆トランプ・ウノ・将棋・オセロなら持ってきてもよい。

☆カラーペンは必要ならば持ってきてもよい。(3色までとする)

【放課後】

☆必要なのないものは持って来ない。(学校内で、カードゲーム・携帯ゲーム機などで遊ばない。)

☆自転車で来た時は、自転車置き場に置く。(門からは自転車を押す。校内では乗らない。)

☆校内ではキックボードなどで遊ばない。

☆野球は、プラスチックバットとゴムボールならやってもよい。

☆学校内ではおやつを食べない。

☆校舎内に入らない。

☆人に危害を与えるような有害玩具(エアガン・モデルガンなど)では遊ばない。

☆遊びに行くときは、家の人に行き先やいっしょに行く人の名前、帰る時刻などを必ず言うてから行く。

☆デパートやお店、校区外には子どもだけで遊びに行かない。用事があるときは大人といっしょに行く。

☆子ども同士でお金の貸し借りや、おごったりおごってもらったりはしない

最終下校時刻

●1月～10月 5時 ●11・12月 4時30分

※放課後は一度家に帰ってから遊びに来る。



健やかな成長を願って

保 健 室

保健室は、お子さまが健やかに楽しく学校生活がおくれるようにお手伝いするところです。健康診断や発育測定を行ったり、学校内でけがをしたときや体調が悪くなったときに応急手当や保健指導を行ったりしています。

1. 病気やけがの時の対応について

1) 体の調子が悪いとき

- ① 生活の様子などをたずね、表情や顔色、体温などと合わせて判断します。

ア) 授業を受けることができるとき

- ・教室で担任が様子を観察します。必要なときは、再度、来室を指示します。

イ) 保健室で休養するとき

- ・しばらく休養して回復できそうなときは、1時間をめどに休養し、様子をみます。休養しても回復しないときは、早退をすすめます。

ウ) 早退のとき

- ・緊急連絡カードに記入されている連絡先に連絡させていただきます。
- ・様々な事情があるかとは思いますが、ご都合をつけて、お迎えに来てください。

- ② 学校には、内服薬（飲み薬）はありません。

- ・医療機関を受診する場合に、医師の診断に影響を与えたり、副反応が予測できなかったりしますので、内服薬は常備していません。

2) けがをしたとき

- ① 保健室で観察し、応急手当を行います。

- ・保健室では、登下校途中と学校でのけがの処置をします。
- ・経過を見たほうがよいと判断したときは、連絡をしますので、ご家庭でも様子を見ていただきますようお願いします。

- ② 医療機関の受診の必要があると判断したとき

- ・保護者に連絡し、けがについての報告と、受診先についての相談をさせていただきます。
- ・連絡のつかない場合は、緊急連絡カードに記載されているかかりつけの医療機関を優先します。なお、記載のない場合や、記載があっても診療時間などにより受診できない場合は、学校の判断で搬送しますので、あらかじめご了承ください。

2. 災害共済給付金制度（日本スポーツ振興センター）について

学校管理下で、おこったけがなどにより医療機関で治療を受けた場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、医療費が給付されます。

学校管理下とは…

- ・授業中
- ・休憩時間
- ・校外学習
- ・登下校時

ただし、少額となる一定額以下の場合には、請求点数により給付対象外となることもあります。詳しくは、申請の時にお渡しする用紙をご参照ください。

○ 共済掛金

- ・日本スポーツ振興センターは、高槻市と保護者からの掛け金と国の補助により学校管理下の災害に対して共済給付を行うものです。
- ・毎年契約を結びますが、高槻市立小中学校の児童生徒は、全員加入しています。

○ 申請手続き

- ・医療機関で治療を受けた場合は「医療等の状況」、薬局で薬剤を処方されたときは「調剤報酬明細書」の用紙を学校からお渡しいたします。この用紙に医療機関や薬局で必要事項を記入してもらい、学校へ提出してください。

○ 給付金支給

- ・申請から給付までは3～4ヶ月ほどかかります。給付金が決定了したら、徴収金を引き落とししている口座に振り込みます。口座のない方は、現金でお渡しします。

3. 朝の健康チェックのお願い

毎朝、顔色・機嫌・食欲・体温などお子様の健康状態を観察してください。

4. その他.

- ・学校で下着や服がよごれたときには、保健室にあるものを貸し出しすることもできます。下着については、新品をお渡ししますので、新品でお返しください。服は、洗濯して返却してください。
- ・健康面で配慮が必要な場合は、面談を行い、お話を伺いますのでご連絡ください。
- ・健康面やその他心配なことがあるときは、いつでもご相談ください。

AEDについて

来校者用玄関に設置しています。
緊急時、救急車が来るまでの応急処置として使用します。



こんな時は、欠席？

特別な状況での欠席

下記のような場合には、通常の欠席とは異なり、出席停止等の扱いとなります。

1. 親族がなくなった場合

父母、祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母については「忌引」となります。

2. 休校、学年閉鎖、学級閉鎖の場合（災害時や伝染病の感染予防等に行います。）

休校、学年閉鎖の場合は授業日数に入りません。

学級閉鎖は「出席停止」になります。

3. 感染症で欠席する場合

次頁の病気で欠席する場合は「出席停止」となります。学校や学級での伝染を防ぐためですが、何よりお子さまの治療と安静のためです。

完治しましたら、医療機関で「登校許可書」をもらい、登校時に学校へ提出してください。

4. その他

新型コロナウイルスに関して、発熱等で感染拡大防止の為に出席を見合わせる旨を連絡いただいている場合は、「非常変災等児童の保護者の責任に帰することができない事由」として、『忌引』の措置を取ります。 【 臨時的措置 】

また、陽性や濃厚接触者等の指示が保健所よりある場合、「出席停止」となります。

- ・台風や地震等により休校となる場合については、P.11 をご覧下さい。

《 学校感染症の種類と出席停止期間の基準など 》

	出席停止疾患	登校許可証発行基準	許可証必要性
第一種			
	12種	治癒するまで	要発行
第二種			
	インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで	要発行
	百日咳	特有のせきが消失するまで又は、五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	要発行
	麻疹	解熱した後、三日を経過するまで	要発行
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	要発行
	風しん	発疹が消失するまで	要発行
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	要発行
	アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱など）	主要症状が消退した後、二日を経過するまで	要発行
	結核	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
		※ ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。	
第三種			
	腸管出血性大腸菌感染症	治癒するまで	要発行
	流行性角結膜炎	急性症状消退まで・プール不可	要発行
	急性出血性結膜炎	急性主要症状消退まで・プール不可	要発行
	コレラ	治癒するまで	要発行
	細菌性赤痢	治癒するまで	要発行
	腸チフス	治癒するまで	要発行
	パラチフス	治癒するまで	要発行
		※ただし、学校医その他の医師において適当と認める予防措置をしたとき、または、症状により感染のおそれがないと認めたときはこのかぎりではない。	
その他			
	溶連菌感染症	急性症状が消退するまで	要発行
	ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで	要発行
	ヘルパンギーナ	主要症状が消退するまで	要発行
	マイコプラズマ肺炎	解熱し、強い咳が消失するまで	要発行
	感染性胃腸炎	軽症の場合は、出席停止の必要性なし	医師の判断
	伝染性紅斑	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	手足口病	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	とびひ	数個程度の場合は、出席可、それ以上は不可	医師の判断
	その他の感染症		



大雨・台風・地震などの時には

警報発令時の登校について

大雨や台風、また大きな地震が発生した場合には、児童の安全確保のために休校措置をとったり、登校を見合わせてもらったりすることがあります。メディアの情報に充分ご留意していただき、下記の取り扱いに従ってください。

1. 「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」が発令された場合

- (1) **午前7時**の段階で大阪府全域または北大阪地域に「大雨警報」「暴風警報」等が発令されている場合は、自宅待機させてください。**午前9時**までに警報等が解除になれば、その時点で登校させてください。
- (2) **午前9時**を過ぎても「大雨警報」「暴風警報」等が解除されなければ臨時休業日（休校）となります。
- (3) 児童が在校中に危険が予想されるような事態に至った場合は、下校時刻を早めたり、遅らせたり、保護者への引き渡しをしたりすることがあります。このような場合は、メール配信などでお知らせいたします。ご協力をお願いいたします。

※ 緊急時には学校の電話はいろいろな連絡に使います。
個別の問い合わせはご遠慮ください。

※ 緊急時の連絡のため、メール配信システムにはできるだけ登録してください。
(登録方法はP.25参照)

2. 地震（震度5弱以上）が発生した場合

- (1) 登校前・・・臨時休校。各家庭で安全確保に努めてください。
- (2) 登校途中・・・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、揺れがおさまったら、学校か自宅のどちらか近い方へ行く。
- (3) 在校時・・・学校で安全な場所へ避難誘導します。安全確認のうえ、保護者に引き渡すまで、児童の保護・監督に努めますが、できるだけ速やかに迎えに来てください。

3. 「特別警報」が発令された場合

- (1) 高槻市に特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発令された場合、その日は休業措置をとります。
- (2) 翌日の措置につきましては、学校施設や通学路の状況により判断します。

※ 警報発令時の「給食」について・・・

- ① 午前7時の段階で「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」が発令されている場合、当日の給食は中止となります。
- ② 解除後登校しても給食はありません。授業は午前中で終わり、下校します。
- ③ 学童保育入室の児童には昼食（弁当）を持たせてください。

「警報」の発令の有無にかかわらず、非常に強い雨や風で、児童に登校させるのが危険であると判断された場合には、状況が落ち着き、安全が確認できてから登校させてください。この場合は必ず学校へその旨をお知らせください。



学校徴収金についてのお知らせ

学校で必要な経費

学校の施設設備や、授業で使用する教具、印刷用紙代などは高槻市教育委員会からの学校配当予算でまかいますが、「学習帳」と「ドリル」「校外活動の費用」など児童が個人的に使うものの費用については、学校徴収金として納入していただきます。

1. 学校徴収金の内訳

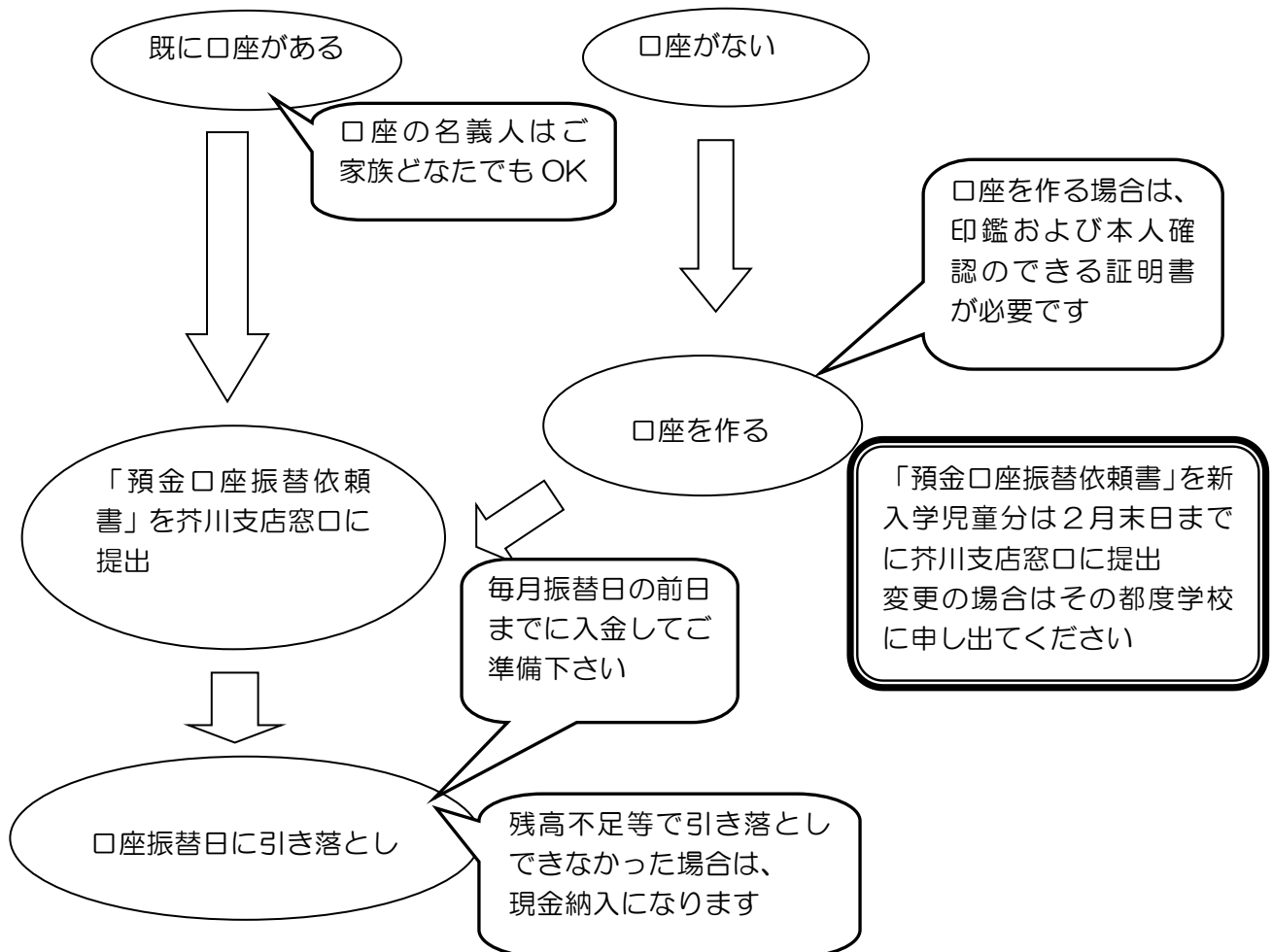
費 目	主 な 使 途
学年費	学習資料集やドリル、ファイル、ノート 図工・家庭科・運動会などの実習材料 宿泊行事（修学旅行、林間学校）の費用 遠足・社会見学・芸術鑑賞の費用 名札の費用 など
日本スポーツ振興センター掛金	学校管理下における災害に対する給付金のための共済掛金のうち、保護者負担分

令和 5 年度から給食費が公会計化されることにより、給食費の徴収・管理は高槻市が一括して行います。学校では給食費の徴収は行いません。

2. 納入方法

納入方法としては、「北おおさか信用金庫での口座振替」と「現金納入」があります。

- 1) 北おおさか信用金庫（全ての本・支店の口座を利用できます）での口座振替を利用する場合



- 2) 現金での納入

集金袋をお渡ししますので、翌日に学校まで納入してください。

お願い

児童が多額の現金を持ってきて、紛失や事故等に遭うことのないように、安全面を考慮して、できるだけ「口座振替」をご利用いただきますようお願いいたします。



安全・安心でおいしい給食

学 校 給 食

高槻市の給食は、自校調理方式を基本としています。安全で豊かなおいしい給食をめざし、手作り給食を心がけています。

献立について

- パン 小麦粉、砂糖、食塩、イースト、脱脂粉乳、ショートニングを原料にしています。
- 牛乳 日々成長している子ども達に必要なカルシウム・たんぱく質などを補うために、毎日ついています。
- ごはん 給食室でガス炊飯器で炊いています。高槻市・島本町産の米を使います。麦や玄米を加えることもあります。
- 副食 旬の食材を使った献立です。また、加工食品はできるだけ使わないようにし、だしは昆布・削り節・煮干でとっています。

安全な給食を実施するために

- 食中毒予防について、特に気をつけています。
- 食品添加物をできるだけ使用しない食品を購入しています。

食物アレルギー対応について

- 食物アレルギー対応が必要な方は、医師の指導・診断を受け、学校に申し出てください。
- 鶏卵・うずら卵・牛乳の除去食を実施しています。
- 毎月の献立表には、使用する食品名が記載されています。加工食品の原材料配合割合表が必要な方は、学校にお問い合わせください。

学校・家庭と連携した食育を

学校給食は、学校教育の一環であり特別活動として位置づけられ、子ども達の健全な育成をねらいとしています。また、学校では給食を通して食育に取り組んでいます。学校・家庭が連携し、食育を進めていきましょう。

本校では、保護者の方に子ども達が食べている給食を理解していただくために、PTAの学級委員会と連携して、給食試食会を行っています。

1. 献立表を見ましょう。

- ・ 献立表には、給食の献立や食べ物に関する情報が掲載されています。参考にしてください。

2. 『食』について話し合しましょう。

- ・ 食について、ご家庭で話す機会を持ちましょう。成長、将来の健康のためにも、食に関心を持つことは大切です。
- ・ はしの持ち方、姿勢、食事のマナーなどについても話し合しましょう。

3. 衛生に気をつけましょう。

- ・ つめは短く切っておきましょう。
- ・ 清潔なハンカチ、ナフキンを持ってきました。
- ・ 食事の前に手洗いを習慣づけましょう。
- ・ 給食当番は、清潔なエプロン、三角巾または帽子、マスクを持ってきました。



正確なご記入をお願いします

提出書類

入学したとき、他の学校から転入したとき、進級してクラスが変わったときには次の書類をお渡しします。お子さまが学校で生活する上で大切な内容ですので、できる限り正確に記入して担任に提出してください。

個人情報が記載された書類は、高槻市個人情報保護条例並びに芥川小学校の「個人情報保護方針」「個人情報管理規定」に基づいて適切に取り扱います。他の学校に転校されるとき、進級してカードを書き換えるとき、卒業するときにはカードをお返しいたします。

1. 児童家庭カード

家族の状況や連絡先、ご自宅の場所など、学校からご家庭に連絡するのに必要な情報をご記入いただきます。家庭訪問時などに必要なことからですので、できるだけ正確にご記入ください。

また、非常変災時等に緊急引き渡しの必要がある場合、保護者以外の引き取り人は、児童家庭カードに記載のある方のみです。引き取り可能性のある方のお名前を必ずご記入ください。

2. 緊急連絡カード

お子さまが学校の教育活動中に、具合が悪くなったり、けがをした時に、適切に対応したり、病院にお連れするときに必要な情報をご記入いただくカードです。緊急連絡先、お子さまの健康状況やかかりつけの病院などを正確にご記入ください。変更があった場合はご連絡ください。

（緊急時、お勤め先にも連絡をするケースもありますので、必ず携帯電話だけでなく、お勤め先の電話番号もご記入ください）

3. 保健調査票

お子さまの普段の健康状況を確認するための書類です。学校での教育活動や検診などの際の参考資料となります。



就学援助制度

就学援助制度とは、児童生徒が学校で学習するために必要な費用を負担することが困難な保護者に対して、一定の条件を満たしていれば、その家庭に対して援助費が給付される制度です。

申請から認定まで

保護者が市役所の受付場所に行き、申請します。（4月中旬～5月中旬）

- ※ 単年度の認定なので申請は毎年行います。
- ※ 申請期間内であれば4月1日に遡り認定。
- ※ この期間にかかわらず、生活の状況が変わった場合は、その時点で申請できます。

援助費の内容(小学生)

- 学用品費、通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費
- 新入学児童学用品費（小学1年生） ○ 中学校入学準備金（小学6年生）
- 給食費（実費）
- 卒業アルバム代（小学6年生）…一定限度額までの実費
- 宿泊を伴う校外活動費の交通費及び見学料…一定限度額までの実費
- 修学旅行費の宿泊費、交通費、見学料など…実費
- 通学費…片道4km以上、実費（公共交通機関）
- 医療費…援助対象となる病気は、学校の定期健康診断等で見つかった
トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性結膜炎は除く）、白癬、疥癬及び膿か疹（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎（蓄膿症）＜急性副鼻腔炎、アレルギー性副鼻腔炎は除く＞及びアデノイド、寄生虫病（虫卵保有を含む）、う歯（むし歯）

※治療前に学校へ「医療券」の交付を申し出て、受領してから治療に行ってください。
医療券がないと本人負担となります。

- 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の免除（当該年度の5月1日に認定されている場合に限る）

詳しい内容は、4月上旬にお配りする高槻市教育委員会発行の「就学援助制度についてのお知らせ」をご覧ください。

こんな制度もあります

支援学級就学奨励費

支援学級に在籍する児童生徒で、生活保護・就学援助を受けていない児童生徒のうち、一定の条件を満たしている場合に給付されます。

申請は、就学援助費のように保護者が直接教育委員会の窓口で行うのとは違い、申請書と必要書類をそろえて、学校を通じて申請します。申請時期になりましたら、在籍のご家庭にお知らせします。

問い合わせ先：

高槻市教育委員会 保健給食課

高槻市役所(総合センター11階)
TEL 674-7608



言葉やコミュニケーションにつまずきのある子ども

通級指導教室

1. 通級指導教室とは

- 言葉やコミュニケーションにつまずきのある子どものための特別な指導をする教室です。
 - ・発音が正しくできない子ども
 - ・話し言葉のリズムがうまくとれない子ども
 - ・耳の聞こえのために、人の話を聞き取りにくかったり発音がはっきりしない子ども
 - ・読み書きなど、特定の学習が苦手な子ども
 - ・うまくコミュニケーションがとれず、友達ができにくい子ども
 - ・落ち着きがなく友達とのトラブルが多い子ども
- 子どもたちは、通学している学校で学習しながら、決められた時間に通級し、指導を受けます。
- 必要に応じて、専門医・専門家そのほか、関係機関と連絡を取りながら指導します。
- 2年間をめどに指導を行います。

2. こんな指導をします

- 一人ひとりの子どもの状態、能力、気持ちなどを考慮し、子どもにあった指導をします。
- 楽しい雰囲気の中で、個別あるいは少人数グループでの学習をします。
- 言葉、コミュニケーションの力を育て、人とのかかわりを進めます。
- 子どもの状態に応じて、週 1 時間程度の指導をします。



なにか気がかりなことがあるときに

相談窓口

お子さまのことで、気がかりなことがあれば、まず担任へお知らせください。
また、担任以外でもかまいませんからどうぞお気軽に学校にご相談ください。

学校以外にも相談機関があります。

○ **高槻市教育センター** 高槻市城内町 1-1

電話相談：子どもと家族の不安や悩みに関する相談

電話：072-673-0783 月～金曜日（祝日を除く） 12時30分～16時30分

面接相談（要予約）：不登校やいじめ、子育て、親子・友人関係、学習・進路に関する
こと

電話：072-668-5855 月～金曜日（祝日を除く） 10時～17時

○ **大阪府教育センター** 大阪市住吉区苅田 4丁目13-23

すこやかダイヤル(電話相談) 月～金曜日(祝日のぞく) 9時30分～17時30分

児 童：06-6607-7361

保護者：06-6607-7362

○ **大阪府吹田子ども家庭センター** 吹田市出口町 19-3

子どもと家庭に関する相談

電話：06-6389-3526 月～金曜日(祝祭日のぞく) 9時～17時45分

○ **高槻市子育て支援センター(カンガルーの森)** 高槻市北園町 6-30

子育てに関する相談

電話相談：072-686-5431 月～土曜日 9時～19時

面接相談（要予約）： 同上

児童の発達に関する相談 月～土曜日 9時～17時

電話相談：072-686-3032 072-686-3062（相談直通）

面接相談（要予約）： 同上



引っ越しをするとき

転校手続き

校区内での転居、校区外への転居、その他外国への転居など、異動がわかりましたらすぐに学校へお知らせください。

転居により校区外となる場合は転校の手続きが必要となります。

高槻市内の学校へ転出する場合

①転居後、市役所 1 階市民課で住民異動の手続きをします。

- 「転(退)学通知書」と「転入学通知書」を受け取ります。

↓
本校へ提出

↓
転出先学校へ提出

②本校(事務室)で転校の手続きをします。

- ①の「転(退)学通知書」を提出してください。
- 「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を発行します。
- 徴収金の精算を行います（現金での返金になる場合は印鑑が必要です）。

③転出先校で、転入手続きをします。

- ①の「転入学通知書」と、②の「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を提出してください

正式な流れは上記のようになりますが、先ず転出することを学校に連絡して下さい。

②の処理のうち先にできることは転居前に終わらせることもできます。

高槻市外の学校へ転出する場合

① 市役所 1 階市民課で住民異動の手続きをします。

※この手続きは、転居予定日の 2 週間前からできます。

- 「転(退)学通知書」と「転出証明書」を受け取ります。

↓
本校へ提出

↓
転出先市町村へ提出

②本校(事務室)で転校の手続きをします。

- ①の「転(退)学通知書」を提出してください。

- 「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を発行します。
- 徴収金の精算を行います（現金での返金になる場合は印鑑が必要です）。

③転出先市町村で、住民異動（転入）手続きをします。

- 学校の転学手続きは市町村により手続きが異なりますので、窓口の指示に従ってください。

④転出先学校で転入の手続きをします。

- ②の「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」、及び市町村発行の「転入学通知書」を提出してください。
- ※ 市町村によっては、「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を教育委員会へ提出するところもあります。

住民異動届は 市内へ…転居後しか手続きができません。
市外へ…転居予定日の2週間前から手続きができます。

校区外通学

校区外通学は、原則的には認められていません。ただし、理由によっては例外的に認められる場合があります。（例えば、最終学年や住居の建替え時の仮転居等）

※ いずれの場合も、学校及び教育委員会教育指導課にご相談ください。

問い合わせ先

高槻市教育委員会教育指導課
高槻市役所(総合センター10階)
TEL 674-7637



緊急時などに

一斉メール配信システム

学校メールの登録をお願いします！

1. 配信情報の内容について

- 突発的な事象が発生したとき（台風や自然災害で休校するような場合、学校行事が変更になった場合、生徒に危険の及ぶおそれがある場合など）
- 行事予定や各種の案内
- その他、配信の必要があると判断したとき

2. メール受信登録について

- メール受信登録に関してはご希望者だけです。「メール受信登録の仕方」の手順に従ってメール受信登録をされた方のみに配信されます。なお、携帯電話等で受信される場合、通信にかかるパケット代金は受信される方の負担となります。メール受信登録は無料です。
- 希望者に対するサービスですので、全保護者への連絡につきましては、従来通りプリントでお知らせします。あくまでも速報的な補完手段であることをご理解ください。
- メール受信登録は電子メールが送受信のできる携帯電話あるいはパソコンの電子メールを利用して行ってください。
- 携帯電話では、迷惑メール対策の設定により、受信許可設定を行わないとメールを受信しない場合があります。
事前に迷惑メール対策の設定変更をお願いします。設定の詳細は、「手順1.」をご参照のうえ、詳しい操作方法などはお使いの携帯電話会社にお問い合わせください。
- このメール配信サービスは学校側から情報提供する一方通行です。送信元のメールアドレスに返信しても何もおこりません。

3. 個人情報の管理について

このメール配信サービスで必要な情報は、メールアドレスと保護者及び児童生徒の氏名です。その他の個人情報は不要です。また情報はこのサービスのためだけに使用されますので、他の広告などは一切届きません。ご安心ください。

メールアドレス登録方法

手順1. 受信許可設定

送信元アドレス：**t-akutagawa-es@raiden.ktaiwork.jp**

上記のアドレスのメールが届くように設定をしてください。

「迷惑メール対策」の設定を、上記送信元アドレスから送られるメールを受信できるように、設定してください。

※ 詳しい操作方法は、お持ちの携帯電話の説明書をご覧になるか、各携帯ショップに本プリントをご持参のうえ、お問い合わせください。

手順2. 登録の空メール送信

空メール送信先アドレス：**p.t-akutagawa-es@raiden.ktaiwork.jp**

上記のアドレスに、空メール(件名、本文不要)を送信してください。

(携帯電話の場合は右記 QR をご利用ください。)

メールが送信できない場合、エラーメールを受信した場合は、アドレスが間違っている可能性があります。

もう一度確認して、再度空メールを送信してください。

※空メールを送信できない機種(iPhone 他)では、本文または件名に適当な1文字を入れて送信してください。



手順3. 仮登録完了メール受信

折り返し、「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。これは、現在の状態が仮登録であることの通知です。

メールが受信できない場合は、アドレスが間違っているか、受信許可設定に誤りがある可能性があります。もう一度「手順1.」からやり直してください。
「なりすましメール拒否」(Softbank)、「なりすまし(高)」(au)を設定されている場合は、上記送信元アドレスから送られるメールを受信できるように、設定してください。

手順4. 本登録

- (1) 手順3. で受信したメールの末尾記載の「以下のURL から一週間以内に本登録を実施してください。」で指定されたURL にアクセスしてください。
- (2) 登録画面が表示されますので、保護者の氏名と児童生徒氏名(きょうだいがいる場合は並べて入力)を入力し、登録するグループを選択して「登録」ボタンを押してください。

例) 高槻花子(太郎、次郎)と入力

※氏名欄にメールアドレスが表示されている場合は、氏名欄に入力し直してください。

手順5. 本登録完了メール受信

「メールサービス登録完了」という件名のメールが届けば登録完了です。



学童保育室

学童保育室は、保護者の方が就労や疾病等の事由により日中家庭にいない小学校の1～3年生の児童を対象とした、高槻市が運営する保育施設です。

開室時間

平 日：13：30～18：00

土 曜： 8：30～17：00

学校休業日の平日（夏休み等）： 8：30～18：00

保育活動

集団活動（ドッチボール・キックベース・缶けりなど）・創作文化活動・伝承あそび・お楽しみ会（ミニ運動会・誕生会など）・校外活動（遠足）などなど楽しいことがいっぱいです。

申込・問い合わせ

高槻市子ども未来部子ども育成課（総合センター7階）

TEL：674-7656

芥川小学校学童保育室A TEL：681-1208

学童保育室B TEL：682-1618

学童保育室C TEL：682-1408



各教室とも定員がありますので、必ず入室できるとはかぎりません。



こんなときどうする？

Q & A

<入学・転入学の時>

① Q：集団での登下校ですか？通学路の指定はありますか？

A：特に集団登下校は実施していませんが、できるかぎり複数での登下校を指導しています。

通学路はP.3を参考にしてください。

災害などで特に危険があると判断した場合は、一斉下校の実施や、保護者への直接引き渡しを行います。

② Q：服装（制服・くつ・かばん）は決められたものがありますか？

A：特に決まった物はありません。活動しやすい服装にしてください。

③ Q：体操服や水着などはどこで購入すればいいですか？

A：特に指定はございません。

{お近くの取扱店} いがや 芥川商店街 072-681-0667

オーミヤ 天神町 072-682-7770

その他、スポーツ店やスーパー等でも購入できます。

④ Q：給食はありますか？

A：はい、学期初めと遠足や運動会などの行事の日を除いて毎日給食を実施しています。

⑤ Q：アレルギーのため牛乳が飲めません。飲まなくてもいいですか？

A：医師の診断書があれば、給食を停止できますので、お申し出ください。

⑥ Q：修学旅行はありますか？どこに行きますか？

A：6年生で1泊の修学旅行を実施します。近年は広島方面に行っています。また5年生でも1泊で林間学校を実施します。兵庫県の篠山に行っています。

⑦ Q：学校に提出する書類にはたくさんの個人情報を記入することになっていますが、必ず記入しなくてはいけませんか？

A：ご家庭との連絡や児童の指導上必要ですので、ご記入ください。個人情報の管理には十分な注意を払い、取り扱います。尚、卒業や転校の際には書類をお返しします。

⑧ Q：学童保育室に入りたいのですが、入室できますか？

A：入室条件や定員もありますので、こども未来部こども育成課（674-7656）に問い合わせして下さい。

＜日々の学校生活のこと＞

① Q：欠席の連絡はどうすればいいですか？

A：令和 5 年度よりウェブ回答システムを導入します。もちろん、きょうだいや近所の子の連絡帳や電話でも構いません。

② Q：教科書をなくしました。どうすればいいですか？

A：無償給与は1冊^{なつかこうぶんどう}だけですので、購入してください。

教科書取扱店 長束興文堂 高槻市紺屋町8-31 K24ビル1階
072-685-0045

＊お店に在庫がないこともありますので、事前に電話
連絡をしてから、購入に行くようにしてください。

③ Q：漢字ドリル（などの副教材）をなくしました。どうすればいいですか？

A：一般の商店では販売されていない物なので、担任に連絡してください。

④ Q：家の建替えの為に一時他の校区に引っ越しします。転校しないといけませんか？

A：基本的には居住している地域の学校へ通うことになりますが、一時的な転居であったり、学期末や行事の直前であったりする場合は、申請すれば、許可される場合もあります。教育指導課（674-7637）に相談してください。尚、登下校は保護者の方が責任をもって安全確保につとめてください。

⑤ Q：学校からの帰り道でけがをしました。日本スポーツ振興センターの給付は受けられますか？

A：登下校の時間までは学校管理下の時間帯とみなされ給付の対象となります。ただ、帰宅後学校に来て、遊んでいる場合のけがは給付対象外となります。（詳しくは→P.8）

⑥ Q：子どもの在学証明書が必要ですが、手続きを教えてください。また、手数料はいりますか？

A：担任に申し出てくだされば、発行します。尚、手数料は不要です。

⑦ Q：転居します。転校手続きを教えてください。

A：高槻市役所での手続きは市外であれば2週間前から、市内なら転居後になりますが、学校内でも書類の作成や学校徴収金の精算など手続きが必要ですので、先ず、転居日と転居先を学校に連絡してください。
（詳しくは→P.22）

⑧ Q：転校しても教科書は変わりませんか？

A：教科書の採択は市町村ごとに行われるので、市内への転校なら教科書は変わりません。市外への転校の場合は変わることがあります。いずれの

場合も引っ越しの際に処分せず、持って行ってください。転校先の学校が確認して、異なる教科書は無償で給与されます。

＜生活のきまりに関すること＞

① Q：遠距離なので自転車で（またはバスで）登校させたいのですが？

A：本校の校区内は徒歩圏内という判断をしています。特殊な事情がある場合は学校長に申し出てください。

② Q：放課後や、休みの日にグラウンドで遊んでもいいですか？

A：校庭開放の時間が設定されています。必ず一度帰宅してからにしてください。また、放課後や休みの日は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外です。必ず、保護者の方の責任のもとでご利用ください。

校庭開放	平日	全学年の授業終了～17:00まで (11月、12月は、16:30まで)
	土曜日	午前中

日曜日や祝日、土曜日の午後は、学校開放事業の時間になっています。

③ Q：学校の窓ガラスを割ったら弁償しなくてはいけませんか？

A：ガラスだけではなく、基本的に物を壊した場合は元の状態に戻してもらいます。便宜上、注文は学校がして、保護者に費用を負担してもらうことが多いです。ご家庭で加入されている保険で補償できるようなら、それを利用していただいても結構です。

＜学校徴収金に関すること＞

① Q：月末に転校して、精算金を請求されました。何故ですか？

A：その月に必要な額ではなく、一年間に必要な経費を月割にして納入金額を設定していますので、そういう場合もあります。

② Q：給食費が払えないと給食はとめられますか？

A：経済的な理由で支払が困難な場合は学校や教育委員会にご相談ください。給食費や教材費、修学旅行費などを援助する制度があります。（詳しくは→P.18）

③ Q：振替口座を変更したいのですが、できますか？

A：いつでも変更できます。新規に振替を始めたい方も同様です。それには所定の手続きが必要ですので、事務室に連絡してください。（詳しくは→P.14）



ようこそ 芥川小学校

入学にむけて

お子さまの入学に際し、保護者の皆様に知っておいていただきたいことや就学前に心がけておいていただきたいことについて、次のように考えております。

1. 入学までに大切にしたいこと

(1) 健康について

- ① 目、耳、鼻、歯などで治療の必要があるところは病院にかかっておきましょう。
- ② 早寝、早起きの習慣をつけましょう。
- ③ 食事は好き嫌いをできるだけなくしましょう。
- ④ 朝食はしっかり食べるようにしましょう。

(2) 生活習慣について

- ① 身の回りのことは自分でできるようにしていきましょう。
- ② 呼ばれたら返事をし、自分の名前が言えるようにしましょう。
- ③ 「おはよう」「こんにちは」「ありがとう」など日常的なあいさつができるようにしましょう。
- ④ 学校には、和式トイレもありますので、使い方を知っておきましょう。

(3) 学習について

- ① ひらがなで書いた自分の名前がわかるようにしておきましょう。
- ② 人の話をしっかりと聞けるようにしましょう。「聞く」ことが学習の基本です。
- ③ 鉛筆で文字を書くために、手や指を使う作業に慣れておきましょう。（紙をちぎる、折り紙を折る、鉛筆で模様を描くなど）

2. 通学について

- (1) 登校は8時～8時 30 分の間にしてください。
- (2) 入学後2週間程度は午前中に下校します。詳しくは学年便り等で確認してください。
- (3) お子さまと一緒に通学路を歩き、信号、交通量の多いところ、危険な箇所を確認しておいてください。入学後しばらくは集団下校をします。

3. 家庭と学校の連絡について

- (1) 体のことで心配なことや、病気のことで相談したい方は入学までに学校にお知らせください。
- (2) 欠席・体育の見学等担任への連絡事項は連絡帳でお知らせください。（電話回線が少ないため）
- (3) 毎月の行事や学校からの連絡事項は「学校だより」「学年だより」等でお知らせします。
- (4) 緊急の場合など、必要に応じてメール配信をします。ライデンメールにご登録ください。

4. 学用品について

- (1) 学用品は準備物をご参照ください。
 (2) 持ち物には大小を問わず全てにひらがなで名前を書いてください。
 (3) 学用品の準備物一欄

<ご家庭で準備していただくもの>

図番	品 目	備 考
	かばん	ランドセル等、両肩にかける形式
	鉛筆	硬さBまたは2B・5本
	赤鉛筆	1本
	消しゴム	実用的なもの
	ふでばこ	鉛筆を差し込む形式が便利
	下じき	実用的なもの
	はさみ	現在使用しているものでよい
	油粘土	ケース付き（硬く固まっていない物）
	粘土板	木製の板でもよい
	道具箱	30cm×20cm×8cmぐらい
①	上靴	バレシューズまたは白ズック
②	上靴袋	(別記)
①	体育館シューズ	バレシューズまたは白ズック (別記)
②	体育館シューズ 袋	(別記)
③	体操服（上）	白半袖シャツ（別記）
	体操服（下）	クォーターパンツ（紺または黒）
	赤白帽	
④	体操服袋	(別記)
⑤	手さげ袋	(別記)
⑥	給食袋	ナフキン、マスクを入れる (別記)
⑦	エプロン袋	エプロン、三角巾または帽子を入れる (別記)
⑧	エプロン	給食当番用(別記)
⑧	帽子または三角巾	給食当番用(別記)
	ゴムなしぞうきん	クラスで使う(無記名) 1枚
	ゴムつきぞうきん	イスにかけて個人で使う1枚

(別記) 33Pに詳しい説明があります。

＜学校で入学時に無償でお渡しするもの＞

- ・教科書（こくご、しよしゃ、さんすう、ずこう、おんがく、せいかつ）
- ・副教材「ひらがな」
- ・交通安全ワッペン
- ・防犯ブザー など

＜入学式当日お渡しするもの（学校で一括購入します）＞

1	名札	2	こくごノート
3	さんすうノート	4	じゅうちょう（無地）
5	れんらくちょう	6	れんらくぶくろ
7	のり	8	色鉛筆クーピー（12色）
9	セロハンテープ	10	クレパス
11	さんすうブロック	12	マイネーム

＜その他＞

- ① 絵具セット（絵の具・筆・筆洗い・パレット）・鍵盤ハーモニカについては後日担任より連絡します。（すでに購入されている物を使っただいてけっこうです。）
- ② 一括購入の学用品の代金（教材費・入学式写真代等）は、学年費として給食費とともに徴収します。

5. 給食について

- （1）1年生の開始は4月下旬です。（開始日の案内は学年だよりでお知らせします。）
なお、「献立表」「えいよう通信」を毎月お配りしますのでご覧ください。
- （2）エプロンは図を参考にして一人で着脱しやすいものを用意してください。
- （3）食物アレルギー対応については、詳細のプリントをご覧ください。

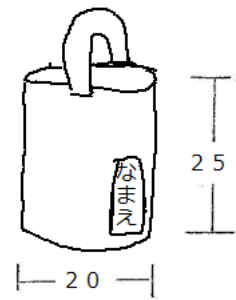
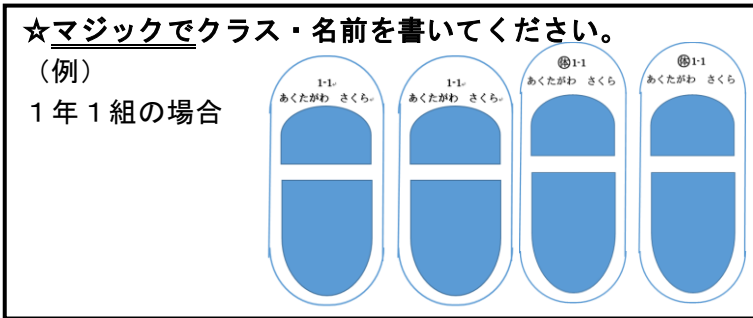
6. その他のお願い

- （1）袋物（上ぐつ袋、体育館シューズ袋、体操服袋、給食袋、I7の袋、手さげ袋）は、よく見えるところに名前を書いてください。つるした状態で40cm以上のものは床につきますので、袋の絵を参考に長さを調整してください。（市販のもので構いません）
- （2）上ぐつ、体育館シューズの名前は、前とかかとの2箇所に、油性マジック黒で書いてください。（体育館シューズには **体** と書いてください。）
- （3）服（上着、下着）、靴下、赤白帽、クォーターパンツ、ハンカチ等にも名前を必ず書いてください。

<別 記> 準備物の参考にしてください

①上靴・体育館シューズ

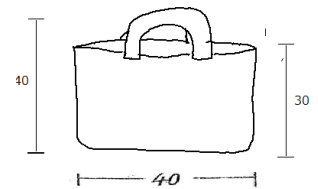
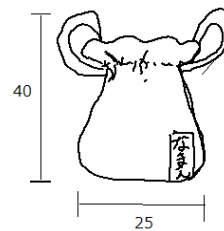
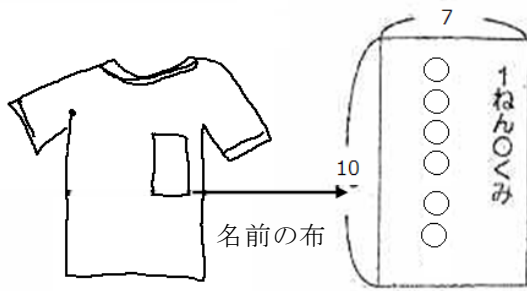
②上靴袋・体育館シューズ袋



② 体操服

④体操服袋

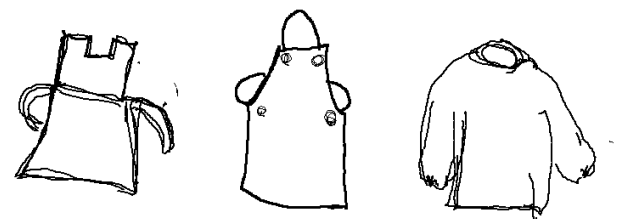
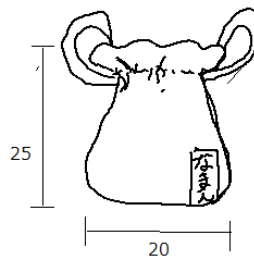
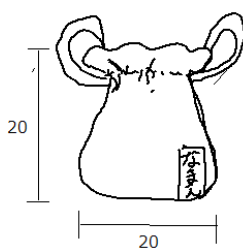
⑤手さげ袋



⑥給食袋

⑦エプロン袋

⑧エプロン



帽子または三角巾

☆エプロン

色やかたちは自由ですが自分で着用できるものを用意してください。

☆マスク

着用しているものをそのまま使用します。

☆帽子またはバンダナ

髪が隠れるものなら帽子でも三角巾でもよいです。ただし自分で着用できる物にしてください。

※三角巾を頭の後ろでくくるのは、低学年にはとても難しいです。

ゴムを付ける等、着用しやすい物にしてください。

※エプロン・三角巾の着脱は、おうちで練習してください。



これは着用するのがむずかしいです



後ろ部分がゴムになっていると着用しやすいです